

Report | レポート

# 良質な公共サービスの確立を！ ラッピングバスが運行を開始

「公共サービス基本条例」や「公契約条例」の制定に向けて各地で展開されている「公共サービスキャンペーン」。今回は、ラッピングバスの運行などを行う徳島県公務労協の取り組みをご紹介します。

徳島県公務労協は、連合徳島などと連携して、「公共サービス基本条例」、「公契約条例」制定をめざす集会やシンポジウム、連合地協単位での学習会、県下全自治体首長・議会議長への要請行動などの取り組みを進めてきました。

2013年12月からは、公共サービスの必要性を広く訴えるため、徳島バスの協力を得て、「公共サービスは私たちの生活です」とのキャッチコピーがデザインされたラッピングバスを運行しています。

運行期間は14年11月30日までの1年間。高速バスは京阪神地区を、路線バスは徳島県内各地を走って「公共サービス」の意義についてアピールしています。高速バスでは、公共サービスの必要性を訴える「ポケットティッシュBOXパーパークラフト」を乗客にプレゼントしています。

13年12月1日には、バスの運行に先立って出発式を開催。主催者を代表してあいさつに立った河村和男連合徳島会長は、「私たちは、生まれてから亡くなるまで、朝起きて寝るま



出発式でのテープカットの様子。後ろに写っているのは京阪神を走る高速バス（左）と徳島県内各地を走る路線バス（右）。



高速バスの乗客にプレゼントされるティッシュBOXパーパークラフトを組み立てたもの。

で、生活していくうえで全てが公共サービスと密接に関わっています。質の高い公共サービスの実現をめざしていきたい」と、取り組みへの思いを語りました。

Campaign | キャンペーン

# 公共サービス キャンペーン2014

公務労協の「公共サービスキャンペーン」の成果の一つである「公共サービス基本法」が2009年5月に制定されて以降、全国の自治体で「公共サービス基本条例」「公契約条例」を制定する取り組みを進めています。

## 1. 「公共サービス基本条例制定をめざす会」の結成

基本条例制定に向けて、地方連合会、地方公務労協、民間労組、地域のNPO、大学教授などの有識者、地方議員、市民など幅広い関係者が参加する会を結成します。

## 2. 全国各地で集会・シンポジウムの開催

「公共サービス基本条例」制定にむけた集会・シンポジウムなどを開催し、基本条例制定の意義について市民の理解を深めます。

## 3. 自治体要請の取組み

地方連合会または構成組織による自治体要請等において、基本条例理念の反映をはかります。

## 4. 基本条例制定をめざす首長等と連携した取組み

公共サービス基本条例制定をめざす首長等と連携し、条例制定に向けた取組みを進めます。

2003年	●公務労協結成(10/15)
2004年	●「良い社会をつくる公共サービスを考える研究会」発足(11/22)
2006年	●研究会最終報告(10/16) ●研究会最終報告発表シンポジウム(12/6)
2007年	●より良い公務と公共サービスをめざす国民対話集会(2/22) ●「公共サービス憲章」請願署名運動実施(約332万筆を衆参両院議長に提出) ●「公共サービス憲章」制定を求める中央集会(7/3)
2008年	●「公共サービス基本法制定」を求める中央集会(2/14)
2009年	●「公共サービス基本法」制定(5/20公布、7/20施行) ●公共サービス基本法とともに生きる社会をつくる集い(6/19)
2010年	●公共サービス基本条例制定を求める取組みスタート ●良い社会をつくる公共サービスキャンペーン開始中央集会(2/22) ●シンポジウム「公共サービス基本条例を考える」(4/19)
2011年	●公契約条例と公共サービス基本条例制定をめざす中央集会(2/23)
2012年	●公共サービスキャンペーン開始中央集会(3/1) ●シンポジウム「ともにつくる『公共サービス』」(11/13)
2013年	●春季生活闘争・公共サービスキャンペーン開始中央集会(3/6)
2014年	●春季生活闘争・公共サービスキャンペーン開始中央集会(2/20)

より詳しい情報はHPをご覧ください！ <http://www.komu-rokyo.jp/campaign/>

# 公共 サービス News 2014/春

## Contents

- 1面 トップニュース  
行政、民間が一体となって  
公共サービスの質の担保を
- 2・3面 座談会  
「公共サービスを考える」  
介護、保育…担い手の悲鳴！  
危機に瀕する  
安心社会の基盤
- 4面 レポート  
良質な公共サービスの  
確立を！ラッピングバスが  
運行を開始
- 4面 キャンペーン  
公共サービス  
キャンペーン2014

——2期目の公約に「福祉の充実」、「医療・保健・介護の充実と連携」を掲げられました。

高橋 私は、安全・安心のまちづくりをめざしています。医療・保健・介護は、市民が安心して暮らすための前提となる基盤です。そこで、これらの充実を公約に掲げました。

今、急速に高齢化が進んでいます。越谷市の場合、65歳以上の人口は約7万1,000人で、高齢化率は21.6%（2013年4月1日）となっています。高齢化に伴い懸念されるのが介護の問題です。要介護者などは、介護保険サービスを利用しながら在宅での介護を基本に、老人福祉施設に入所するなどの施設サービスを受けています。これらの多くは民間が担っており、国や自治体は、公共サービスの質を担保するため、どのように責任を果たすべきかを考えていかなければなりません。

——公共サービスについて、どのようなお考えをお持ちですか。

高橋 2009年に超党派の議員立法で制定された「公共サービス基本法」には、国民が安心して暮らせる社会の実現のため、基本理念、国や地方公共団体の責務、施策などが規定されています。公共サービスを受ける国民（市民）の権利を保障し、サービスの担い手が安

Top News | トップニュース

# 行政、民間が一体となって 公共サービスの質の担保を

「公共サービス基本条例制定の推進」を公約に掲げられた埼玉県越谷市の高橋努市長に公共サービスのあり方についてお話をうかがいました。



心して従事できるような労働環境やしぐみ、地域社会として整えていくことが良質で安定的な公共サービスの提供につながっていくのです。

ところで、近年、介護だけでなく、障害福祉サービス、公共施設の管理など、公共サービスの担い手は多様化しています。行政、社会福祉法人、民間企業、NPOなどとシェアしながら、それぞれの強みを生かし、質の高いサービスを提供することが求められています。一方、担い手の多様化に伴い、課題も出てきました。

例えば、全国的に民間委託が進んでいる福祉関係施設で、働く者の賃金水準の低下が指摘されています。民間へのアウトソーシングは、受託側のノウハウや専門性が生かされ効率性が向上する結果、コストの削減につながると考えられています。しかし、「効率性＝人件費の抑制」という誤った認識が、労働条件の引き下げに結びつき、いわゆる「官製ワーキングプア」を生んでしまうことがあるのです。「公共サービス基本法」にある、サービスに従事する者の適正な労働条件の確保が重要です。

このように、公共サービスの本来の目的を

達成するためには、いわば政策を実行している自治体側に本質的な責任があると考えます。——「公共サービス基本条例」の制定を公約に掲げられています。

高橋 公共サービスという概念は、行政側や市民に対しても一般化していないのが実情です。また、良質な公共サービスを提供するには財源が必要ですが、常に十分な財源があるわけではありません。厳しい財政状況の中で公共サービスの質を維持していくことは、たやすいことではありません。行政側も不断の努力が必要です。

したがって、公共サービスのあり方を考えていくうえで、行政だけではなく、公共サービスを受ける市民、担い手となるNPOを含む関係者から、幅広く意見を聴いていく必要があると思っています。

まずは、公共サービス基本条例の意義と効果を行政内部で研究・検討し、公約に掲げた条例制定が実現できるよう努力していく考えです。

### 高橋 努 (たかはし・つとむ)

埼玉県越谷市出身。越谷市職員、越谷市議会議員、埼玉県議会議員を経て、2009年より現職。

# 介護、保育……担い手の悲鳴！ 危機に瀕する安心社会の基盤



——公共サービスの現状や課題についてのお考えをお聞かせください。

**大熊** 日本では、公共サービス分野の働き手の待遇があまりにも悪く感じています。たとえば、介護職の給料や労働条件があまりに低い、男性職員が結婚を機に「寿退社」する事例があるほどです。

人材があつてこそそのサービス、という点がないがしろにされていると感じます。

**古賀** まさに、今、安心社会を支える基盤となるべき公共サービスが危機に瀕しています。このところ、歳出の削減ばかりを目的とした政策が推進されるなか、公共サービスの担い手の適正な労働環境の担保ができなくなり、

その質量ともに劣化している状況です。

**大沢** そもそも、日本は先進国の中で人口当たりの公務員数が極端に少ない国です（グラフ）。それなのに、2000年代以降、全国規模で公務員数が削減されています。

その理由の一つは、公共サービスが「非効率」「画一的」とみなされているためですが、もともと市場が失敗しやすい領域だからこそ公共化されたという原点を、この議論は見失っています。

たとえば、汚れた水を浄化する費用を嫌い、企業が汚水を垂れ流すというケースは典型的な市場の失敗です。市民のニーズを公平に充足するための公共サービスはどうしても必要だ、という経済学的な原則が忘れられている気がします。

**古賀** そんななか、保育士など身近な公共サービスの担い手である公務員が次々と非正規化されています。非正規職員の多くはワーキングプア層です。マスコミなどによるいわゆる「公務員バッシング」は、こうした層へも容赦なく向けられる。必死で働く非正規職員からは「一生懸命仕事をしていても正当に評価されない」という悲鳴があがっています。



**大沢真理**  
(おおさわ まり)

東京大学社会科学研究所教授（1998年4月～）。01年から04年、内閣府男女共同参画局影響調査専門調査会会長を務めたほか、10年、税制調査会専門委員会委員長代理などを歴任。



**大熊由紀子**  
(おおくま ゆきこ)

国際医療福祉大学大学院教授。朝日新聞社科学部を経て、1984年から論説委員として医療・福祉・科学分野の社説を担当。01年から大阪大学大学院教授、04年より現職。著書に「寝たきり老人」のいる国いない国」等。

**大熊** 公共サービスが充実しているデンマークでは、ヘルパーの賃金は日本の3倍ほどです。労働条件も異業種と同様に保障されています。ですから、日本と違って志願者が不足することは、まず、ありません。

介助を受ける側も、卑屈になったり、家族に負い目を感じたりせず、安心して暮らすことができます。

## 市民一人ひとりに「寄り添う」「顔の見える公務員」であれ

**古賀** 公共サービスの担い手側の意識改革も課題です。市民との対話を積極的に行い、的確なニーズを把握すること。雇用形態や組合

**公** 共サービス基本法が2009年に成立したことにより、市民の生活を守り、支える「公共サービス」が国民の権利として位置づけられました。各分野の専門家みなさんに、現状の公共サービスが抱える課題点と今後の展望について語っていただき、新しい公共サービスの姿を探ります。



この座談会の内容は、AERA（2014年2月17日発売号）に掲載されたものです。

員であるかどうかに関わらず、職場の仲間同士でコミュニケーションを図り、課題の解決を目指すことも重要です。

**大熊** 一個人として市民と対話する「顔の見える公務員」でいてもらいたと思います。真摯に向き合ってこそ、より率直なニーズを受け止められるのではないのでしょうか。

**古賀** 官＝公、民＝私という発想を捨て、行政が地域のNPO、協同組合、企業と連携して、市民参加型の新しい公共を目指すべきです。地方分権を推進し、公共サービスの内容などの裁量権を自治体に与えるなどの措置が不可欠です。

**大熊** 介護保険は地方分権の試金石とされました。ところが、雑居の特養ホームを新設する県が現れるなど、厚生労働省が定めた最低基準を下回る、地方分権の意味をはき違えた悪例も出てきました。国の基準に上乘せするのが分権の神髄ですのに。

必要なのは、サービスの利用者本人が政策決定や実施過程に積極的に参画する「利用者民主主義」です。

**大沢** 利用者民主主義は、当事者主権と言い換えられます。注意すべきは、客観的に見てニーズがあるのに当人がそれを意識しない、または意識しても色々な利用コストを考えて

ニーズを表明しない場合があるということです。

寄り添う誰かがいて、はじめて人は自分のニーズを認識して相応の能力を発揮することができるのです。そう考えると、公務員とは、いちばん公平な「寄り添う誰か」なのではないでしょうか。

## 誰もが安心して暮らせる公正・公平な社会に向けて

**古賀** 連合は「働くことを軸とする安心社会」という提議を行っています。これは、誰もが公正な労働条件のもと、多様な働き方で社会参加する、理想となる社会像です。

**大熊** 日本では、性別や雇用形態による格差が歴然とあります。北欧では、フルタイムとパートタイムの違いは労働時間の長さだけで、権利面の格差はありません。世界標準にならない、働き手本位の労働環境の整備が進むことを心から望みます。

**大沢** 中央政府、地方政府、そして社会保障基金政府という3つの「福祉政府」体系を樹立すべきだと考えています。

中央政府はナショナルミニマム（国家が保障する最低限の生活水準）に責任を負い、社会保障基金政府は被保険者が自ら年金積立金



**古賀伸明**  
(こが のぶあき)

日本労働組合総連合会会長。1975年、松下電器産業株式会社入社。全松下労働組合連合会会長、電機連合委員長などを歴任。05年、日本労働組合総連合会事務局長を経て、09年より現職。

の管理運用に参画できるようにする。そして、市民にいちばん近い地方政府の役割は、公共サービスを含む現物給付を行うこと。ニーズの認知や充足についても徹底した住民参加の上で行うことで、より効率的な公共サービスが実現するはずだ。

また、地方政府が福祉政府としての機能を充実させれば、地域間の経済格差もかなり改善します。格差のない社会は、災害や経済危機に強い社会でもあるのです。

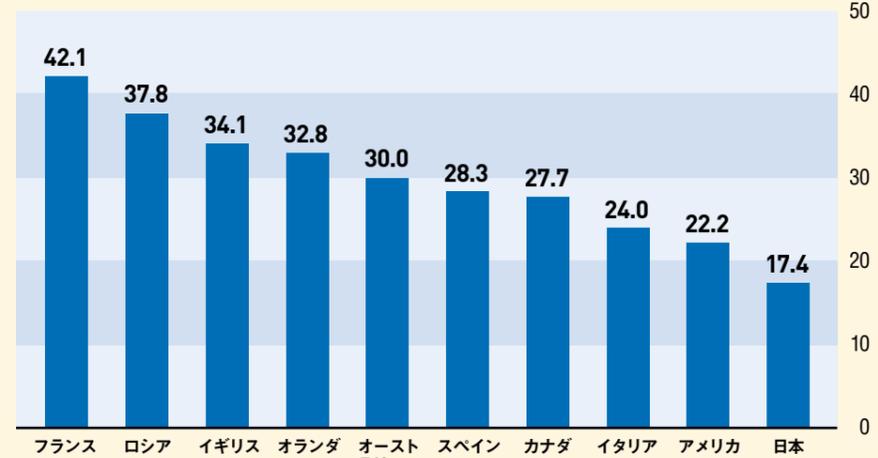
地方政府の機能を充実させて、安心社会をつくるためには、公務員バッシングなどやっている場合ではないんです。

**古賀** 私たちがめざす安心社会には、支え合いが欠かせませんが、「支え合い」は「もたれ合い」ではありません。経済的、社会的に自立した個人々が助け合ってこそその社会です。そのためには、たとえば事故や病気により失職した人が自ら立ち直り、社会復帰できる社会のしくみ、セーフティネットが必要です。そのセーフティネットは、個々のニーズに的確に対応できる「公共サービス」なしには機能しません。安心社会の実現に向けて、公共サービスの充実が喫緊の課題なのです。

連合も、公平な労働条件の確保に向けた「公契約条例」の制定など、安心社会の実現をめざす自治体独自の取り組みを積極的に後押ししていきたいと考えています。

司会  
公務公共サービス労働組合協議会  
花村靖  
みなさんの声をお寄せください！  
info@komu-rokyo.jp

人口千人当たりの公務員数（2008年）



総務省統計局「世界の統計2013」から作成